

# 整備技術の高度化に向けた諸課題

## 1. 整備技術の高度化に向けた新たな課題

これまで、別紙1のとおり整備技術の高度化に向けた取り組みを行ってきたところであるが、第1回検討会において、整備技術の高度化にむけた諸課題として提起されている事項は次の事項である。

## 2. 整備情報のネットワーク化について

### (1) 現状

FAINESについて(別紙2)

### (2) 今後の取り組みに向けた課題

- ・利用者数が伸びないのはなぜか。
- ・情報提供のタイミングはタイムリーなものとなっているか。
- ・利用者のニーズにこたえたものとなっているか。

## 3. 国際化への対応について

### (1) 現状

欧州の規制の動向について(別紙3)

### (2) 今後の取り組み

- ・国際化動向に係る更なる調査
- ・国際標準化作業への取り組みについて

# ○新技術に対応した整備技術の高度化のあり方



環境整備

人材育成

## 自動車メーカーからの整備情報の提供

○「J-OBD II を活用した点検整備に係る情報の取扱指針」(平成23年国土交通省告示第196号)に基づき、点検整備情報等の提供が円滑に行われるよう指針を適切に運用することが重要。

## スキャンツールの普及

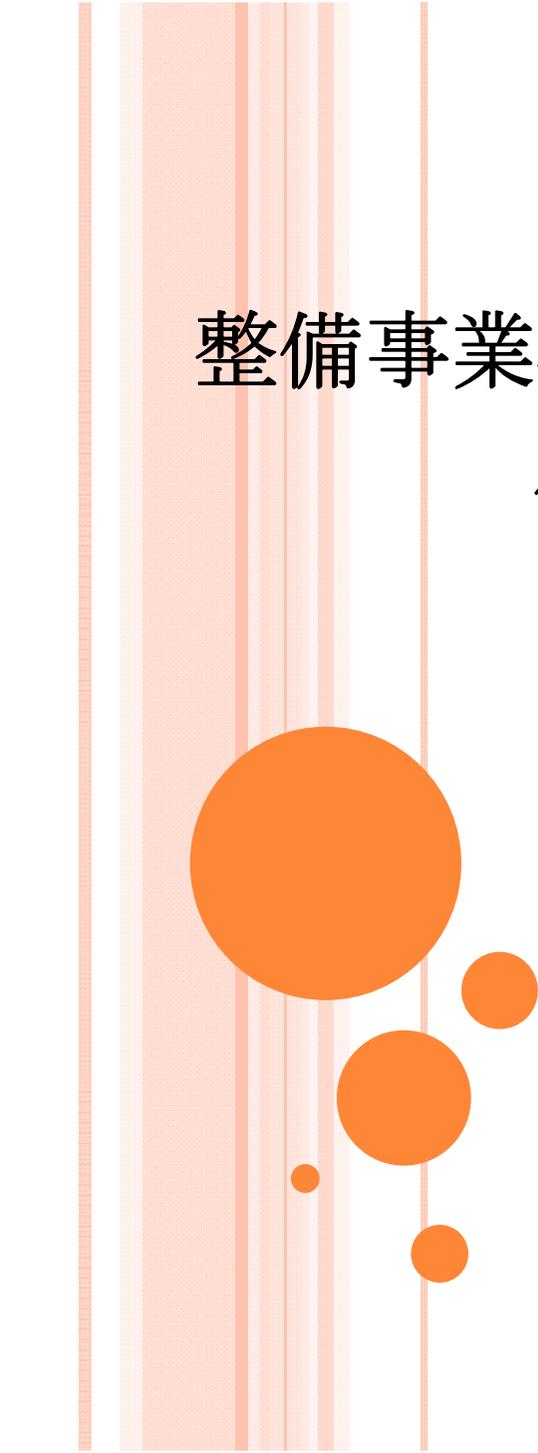
- 標準仕様の試作機による試行の実施。
- 大型車(ディーゼル商用車)のスキャンツール活用に向けた検討。
  - ・技術講習の実施に向けた環境整備。
  - ・点検整備情報等の提供のあり方について検討。

## 研修・講習の充実

○スキャンツールに対応した研修を速やかに実施し人材育成を図ることが必要

## 資格制度の活用

○新技術に対応した資格制度の活用方策についても早急に検討していくことが必要



# 整備事業者を情報面から支援する事業について ～FAINES (ファイネス) の概要～

平成**23**年**11**月**2**日  
(社)日本自動車整備振興会連合会

# 1. 背景と目的

- 情報社会の進展を受けて、整備事業者には有益な情報を迅速かつ的確に提供・普及させる体制を構築して、**1998年(平成10年)4月**より整備事業者を情報面から支援するための事業を実施してきました。この事業による情報提供サービスの対象者を、自動車整備と密接に関係する団体、企業、事業者等に拡大して、整備事業者の活性化を多方面から促すことで、自動車整備業界の健全な発展とさらなる高度化への寄与を目的としています。



## 2. 方法 (FAINESの概要)

- 自動車メーカーなどの情報提供者から提供された情報を、メインセンター（（社）日本自動車整備振興会連合会（以下「日整連」という））のコンピュータ（サーバ）のデータベースに登録し、一元管理します。整備事業者（情報利用者）は自己保有するパソコンでインターネットを経由してメインセンターに接続し、データベースから必要な情報を検索・入手することができます。

### （1）情報提供者

主たる情報提供者は自動車メーカーや地方自動車整備振興会であり、整備マニュアル情報や故障整備事例のように提供を受けたままの情報で利用者に提供されるものと、技術情報やサービス・データ、標準作業点数表のように日整連等で二次加工されて利用者に提供されるものがあります。



## (2) メイン・センター(日整連)

日整連はメインセンターとして、情報提供者からの情報受領・登録、データベースの管理、情報利用者や振興会への情報提供サービス等を行います。

## (3) 情報利用者

情報利用者としては、整備事業者及びFAINES情報を必要とする業界関連団体・企業等が該当します。

## (4) 地方自動車整備振興会 (サブセンター)

メインセンターからの委託を受け、利用者管理事務や利用者からの問い合わせ対応などの実務を代行します。



### 3. 登録されている情報の種類

- 整備関連情報

整備マニュアル情報、故障整備事例&アドバイス情報、

技術情報 (Service Information)、国産&輸入自動車サービス・データ

タイミング・ベルト交換要領、自動車整備新技術、

燃料噴射装置故障探究マニュアル、タイヤ適用リム一覧表、

車台番号・原動機型式打刻位置等 図解マニュアル

- 自動車整備標準作業点数表

- リコール・改善対策

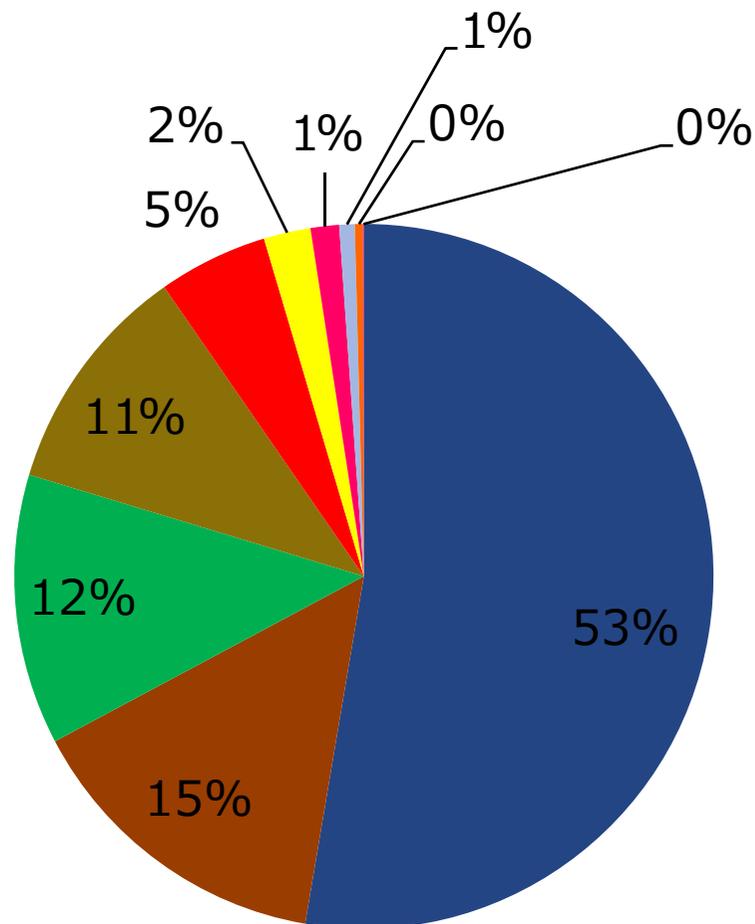
- 国産自動車メーカーのお知らせ一覧



## 4. ファイネスの利用状況

- FAINESの会員事業者数は、2011年9月末で25,715

アクセス数の割合(2011年9月分)



コンテンツ	閲覧数
■自動車整備標準作業点数表	244,950
■故障整備事例情報	67,706
■国産&輸入自動車サービス・データ	57,670
■整備マニュアル情報	49,615
■技術情報	23,561
■タイミング・ベルト交換要領	10,072
■自動車整備新技術	6,118
■電子燃料噴射装置故障探求マニュアル	3,305
■リコール・改善対策	1,774
■各種通達・発信情報	162
総計	464,933

## 5. 今後の取り組みに向けた課題

### ○ 利用者数の向上

整備専業約65,000事業場のうち加入事業場約25,000で加入率は38%と5割に満たない状況である。

無料キャンペーンなどを通じてFAINESの有益性をPRし、料金の多寡、課金システムなどについても現在検討中である。

### ○ 利用者のニーズ

整備マニュアル情報については、現在878データ、420車種を提供しており、これまでに販売された国産乗用車の約7割をカバーしていると推量するが、利用者によってはこれ以外の車種の情報提供を望む声がある。

スキャンツールを用いた診断について、自動車整備標準作業点数表(平成10年以降の車種)を作成。平成23年10月から提供を開始した。

昨年度の「汎用スキャンツール検討会」において、FAINESの充実として掲げた「車両データ比較診断システム」について、電子制御システムの正常値データの情報を収集を行い、まとめ次第サービスの提供を行う予定である。

# EUにおける整備情報へのアクセスに関する法体系

- 整備情報へのアクセスに関する規定は、排出ガスの型式認証にかかる法体系の一部に規定されている。
- 枠組みを規定する規則(Euro5/6規則、EuroVI規則)と、実施細目を定める規則(実施規則)に規定されている。
- 軽両車、重量車の別に応じ規則が定められているが、整備情報へのアクセスに関する規定はほぼ同じ。

## 軽両車用規則

### (1) Euro5/6規則 (No 715/2007)

- ① Euro5/6 の型式認証基準
- ② **整備情報(RMI)へのアクセス**

↓  
細目を規定

### (2) 実施規則 (No 692/2008)

Euro5/6規則 (No 715/2007) の実施に必要な事項を定めた規則

### (3) 改正規則 (No 566/2011)

Euro5/6規則 (No 715/2007) 及び  
実施規則 (No 692/2008) の一部改正

## 重両車用規則

### (4) EuroVI規則 (No 566/2011)

- ① Euro5/6 の型式認証基準
- ② **整備情報(RMI)へのアクセス**

↓  
細目を規定

### (P) 実施規則 (審議中)

EuroVI規則 (No 566/2011) の実施に必要な事項を定めた規則

※「整備情報」(RMI: vehicle repair and maintenance information)とは、自動車の診断、サービス、検査、定期的モニタリング、修理、リプログラミング及び再初期化に関する全情報であって、自動車製作者が正規のディーラー及び修理工場に提供するもの。この情報は、部品又は装置の取り付けのために必要な全情報を含む。